一　地域再生計画の作成主体の名称　那須塩原市
二　地域再生計画の名称　那須塩原市体験型スポーツを活用したまちづくりプロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　那須塩原市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第三千百九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年十一月七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　下野市
二　地域再生計画の名称　アニメーション（まろにエール）を活用した移住定住促進プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　下野市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千百十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年十一月七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　群馬県
二　地域再生計画の名称　先端ものづくり産業等支援強化計画
三　地域再生計画の区域の範囲　群馬県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千百十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年十一月七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　群馬県邑楽郡明和町
二　地域再生計画の名称　明和町特産物「梨」を中心とした地域資源の再開発計画
三　地域再生計画の区域の範囲　群馬県邑楽郡明和町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千百十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年十一月七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　群馬県邑楽郡明和町
二　地域再生計画の名称　女性が輝くまち明和のイクボス化計画
三　地域再生計画の区域の範囲　群馬県邑楽郡明和町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千百十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年十一月七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　幸手市
二　地域再生計画の名称　幸手市の観光・歴史的資源活用による郷土愛醸成・魅力発信計画
三　地域再生計画の区域の範囲　幸手市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千百十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年十一月七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　埼玉県比企郡鳩山町
二　地域再生計画の名称　鳩山町コミュニティ・マルシェを拠点とした住宅団地アクティブ化計画
三　地域再生計画の区域の範囲　埼玉県比企郡鳩山町の区域の一部（鳩山ニュータウン地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千百十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年十一月七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　千葉市及び市原市
二　地域再生計画の名称　ちば共創都市圏内における連携によるグリーンツーリズムの推進
三　地域再生計画の区域の範囲　千葉市の区域の一部（若葉区及び緑区）及び市原市の全域（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千百十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年十一月七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　茂原市
二　地域再生計画の名称　スポーツで茂原元気プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　茂原市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第三千百十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年十一月七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　旭市
二　地域再生計画の名称　日本一の安心と生きがいのあるくらしを目指す　生涯活躍のまち・あさひ
三　地域再生計画の区域の範囲　旭市の区域の一部（イ地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）